

## 公 告

建築基準法(昭和25年法律201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置として次のとおり指定した。

平成29年9月11日

福島県知事 内堀 雅雄

	指定年月日	指定番号	道路の築造者の氏名及び住所(法人にあつては、名称及び所在地)	道路の位置	道路の延長 (メートル)	道路の幅員 (メートル)
1	平成29年8月4日	福島県指令南建 第283号	株式会社 アーネストワン 代表取締役 松林 重行 東京都西東京市北原町三丁目2番22号	西白河郡矢吹町八幡町197番1の一部	98.70	5.50～8.00
2	平成29年8月23日	福島県指令南建 第929号	七海 光夫 西白河郡西郷村大字小田倉字後原86番 地コーポ三原202	西白河郡西郷村大字小田倉字後原2 69番3, 269番5	28.89	6.00～6.20
3	平成29年8月31日	福島県指令南建 第1137号	株式会社 アーネストワン 代表取締役 松林 重行 東京都西東京市北原町三丁目2番22号	白河市旭町一丁目22番1	30.16	5.00
4	平成29年8月29日	福島県指令相建 第44-8号	アイワ都市開発有限会社 代表取締役 櫻井 州雄 相馬市中村字桜ヶ丘84番地	南相馬市原町区大木戸字北西原67 番32	96.84	4.00～6.00